

## 選手村地区エネルギー検討会議設置要綱

(制定) 平成 28 年 7 月 1 日付 28 都市整企第 119 号

## (目的)

第 1 条 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後の選手村地区における「選手村地区エネルギー事業計画」(以下「事業計画」という。)の具体的内容について外部有識者を交え検討を行うことを目的として、「選手村地区エネルギー検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 事業計画に関すること。
- 二 事業実施に当たり必要な事項に関すること。
- 三 事業実施主体に関すること。
- 四 その他必要な事項。

## (構成)

第 3 条 検討会議は、知事が別に委嘱する者(以下「委員等」という。)をもって構成する。

- 2 第 5 条に定める座長が必要と認めるときは、委員等以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

## (任期)

第 4 条 委員等の任期は、委嘱の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## (座長)

第 5 条 検討会議に座長を置き、知事の任命によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員等がその職務を代理する。

## (招集)

第 6 条 検討会議は、座長が招集する。

## (会議の公開)

第 7 条 検討会議及び検討会議の資料は、公開する。ただし、座長が公開を不適當と認めるときは、この限りではない。

(謝金の支払)

第8条 知事は、委員等又は第3条第2項の規定する委員等以外の者であって検討会議に出席したものに対し、謝金を支払うことができるものとする。

(事務局)

第9条 検討会議の庶務は、都市整備局市街地整備部企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年7月1日付28都市整企第119号)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。